

# 白岡市公衆無線LANに関する要綱

令和3年10月29日

告示第184号

(趣旨)

第1条 この告示は、市民及び市内来訪者の利便性の向上並びに災害時の活用を図ることを目的として、市が提供する公衆無線LANによるインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用者の資格)

第2条 市は、この告示に同意した者（以下「利用者」という。）に対して、本サービスの利用を認めるものとする。この場合において、本サービスを利用する者が、ウェブブラウザに表示されるログイン画面へ必要事項を入力することをもって、この告示に同意したものとみなすものとする。

2 災害発生時等情報伝達手段の確保を図る上で特に必要と認める場合は、市は前項に規定する必要事項の入力を求めることなく、本サービスの利用を認めるものとする。この場合において、本サービスへ接続した者が本サービスを利用することをもって、この告示に同意したものとみなすものとする。

(利用場所及び利用時間)

第3条 本サービスを利用することができる場所及び時間は、別表に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用条件)

第4条 本サービスを利用するために必要な通信機器（Wi-Fi機能を有するパソコン、スマートフォン等をいう。以下同じ。）は、利用者が準備するものとする。

2 利用者が利用する通信機器及びその附属機器等に供給する電源は、利用者が準備するものとする。

3 本サービスを利用するための通信機器の設定及び操作は、利用者が行

うものとする。

- 4 利用者は、本サービスの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令を遵守しなければならない。
- 5 利用者は、自己の責任において、セキュリティの確保に努めるものとする。
- 6 利用者は、他者の迷惑とならないよう配慮して本サービスを利用するものとする。

（利用履歴の取得）

第5条 市は、次に掲げる目的のため、本サービスの利用時間、利用アクセスポイント及び利用通信機器の個体識別番号（MACアドレス）の情報を、利用履歴として取得することができるものとする。

- (1) 本サービスの利用状況を調査するため。
- (2) 本サービスの内容の見直し又は改善等を図るために、統計データとして利用するため。

（禁止事項）

第6条 利用者は、本サービスの利用において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 市又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 前号に掲げる行為のほか、他の利用者若しくは市に不利益や損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
- (3) 誹謗中傷、名誉棄損、侮辱その他他の利用者に不快感を与える行為
- (4) 公序良俗に反する行為若しくは反するおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為
- (5) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくは犯罪的行為に結び付くおそれのある行為
- (6) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (7) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを本サービスを通じ、若しくは本サービスに関連して使用する行為又は提供する行為

- (8) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定若しくは不特定多数に大量のメールを送信する行為
  - (9) ファイル共有ソフト等を使用し、大量のデータを送受信する行為
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は市が不適切と判断した行為
- (利用の停止)

第7条 市は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者の本サービスの利用を停止することができるものとする。

- (1) 利用者が前条に規定する禁止事項に該当する行為を行った場合
  - (2) 前号に掲げるもののほか、利用者として不適切であると市長が判断した場合
- (本サービスの中止)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスを中止することができる。

- (1) 本サービスに関するシステムの保守又は工事を行う場合
  - (2) 暴動、騒乱、火災、停電、地震等の災害その他の非常事態により、本サービスの運用ができなくなった場合
  - (3) 本サービスのシステムに係る設備の障害、ネットワークの障害その他やむを得ない事由がある場合
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が本サービスの運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合
- (免責事項)

第9条 市は、本サービス内容及び利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

2 本サービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止(第7条による利用の停止及び前条による本サービスの中止を含む。)に伴う損害、本サービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者の通信機器等のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損又は漏洩その他本サービスに関連して発生した利用者及び第三者の損害につ

いて、市は、一切責任を負わないものとする。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものものとする。

4 本サービスへの接続に係る利用者の通信機器の設定等の理由により、本サービスを利用できない場合があっても、市は、一切責任を負わないものとする。

5 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、市は、一切責任を負わないものとする。

6 利用者が本規約に違反したことにより市が損害を被った場合は、その損害を利用者が負担するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年11月1日から施行する。

別表（第3条関係）

利用場所	住 所	利用時間
白岡市役所（本庁舎）	白岡市千駄野432	開庁時間内
白岡市保健福祉総合センター （はびすしらおか）	白岡市千駄野445	開庁時間内